



第5章

都市基盤

歴史的な文化遺産や自然環境などの資源を生かし、将来にわたって都市と自然が調和した住みよいまちづくりを進めるための施策を示します。

- 5-01 土地利用
- 5-02 景観
- 5-03 交通体系
- 5-04 道路
- 5-05 市街地整備
- 5-06 公園・緑地
- 5-07 居住環境
- 5-08 上水道
- 5-09 簡易水道
- 5-10 下水道
- 5-11 河川・水路



基本施策 5-01

土地利用

関係する基本方向

基本方向①
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

土地利用

【基本施策5-01】

計画的な土地利用
の推進

【施策5-01-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 本市のもつ歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区等の指定を行い、計画的な土地利用の誘導を図っています。
また、良好な住宅地として環境を保全する地区等に地区計画制度を導入しています。
- 公図と現況の差異など、基本となる地籍が明確化されていない土地が多数あります。
- 住所の整備が必要な区域がまだ多く残っています。

課 題

- 社会経済情勢やライフスタイル等の変化に対応した土地の有効利用を図る必要があります。
- 今後とも良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進するとともに、地区の特性に応じたまちづくりを図るため地区計画制度を活用していく必要があります。
- 低炭素・循環型社会を前提としたコンパクトシティ[※]への転換が求められており、都市計画の基本的な方向、整備方針などを総合的に定めた「奈良市都市計画マスタープラン」を見直していく必要があります。
- 土地の利用や取引、公共事業の円滑化を図るためには、地籍の明確化は必要であり、地籍調査事業の早期完了が求められています。
- 住所に係る諸問題の解消により市民生活の向上を図るため、引き続き住居表示及び町界町名整備を推進していく必要があります。



菖蒲池駅周辺

計画的な土地利用の推進

施策の目標

歴史的風土や豊かな自然環境などの特性を生かしたまちづくりを推進するため、土地利用に一定の秩序をもたせ、計画的な土地利用を図ることで、地域の実情に即した健全な都市の発展を目指します。
また、地籍の明確化により、適正な土地利用が促進され、地域の特性に応じた健全なまちづくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
地区計画を定めている地区数 【①】	地区	27 (2010年度)	46
地籍調査事業の進捗率（都祁地域） 【②】	%	52.7 (2010年度)	67.0
住居表示実施町数 【③】	町	230 (2010年度)	239

施策の展開方向

①秩序ある土地利用の促進

●区域区分*等の見直し

社会経済情勢、ライフスタイル等の変化に対応するためやコンパクトシティへの転換を目指し、市街化区域と市街化調整区域との区分や用途地域、高度地区などの指定の見直しを検討します。

●地区計画制度の活用

良好な住宅地としての環境を保全する地区等については、市民参画による地区計画制度の導入を推進します。市街化区域では、相当規模の宅地開発事業、土地区画整理事業等が行われる地区について、基盤施設の整備や生活環境を保全するため、また、市街化調整区域においては、無秩序な開発を防止するとともに、地域の活性化や市街化区域隣接地、幹線道路沿道及び鉄道駅周辺等における土地利用の整序を図るために、同制度を活用します。

●まちづくり支援制度の活用

市民がより良い地域づくりを目指し、自主的に進める身近なまちづくり活動に対して、支援を行い、市民参加のまちづくりを推進します。

②地籍調査の推進

●地籍調査を現在継続中の都祁地域にあつては、早期事業完了を目指し、計画的に調査を実施します。

●地籍調査を完了している月ヶ瀬地域にあつては、成果の利活用促進と適正な管理に努めます。

●都市部（人口集中地区）にあつては、事業着手に向けた検討を進めます。

③住居表示及び町界町名の整備

●住所の整備の必要性が高い区域から順次住居表示及び町界町名整備を進めていきます。

基本施策 5-02

景観

関係する基本方向

基本方向①
基本方向②
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 2

基本施策に含まれる施策

景観

【基本施策5-02】

奈良らしい景観の
形成

【施策5-02-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- ライフスタイルの変化により伝統的様式の建造物等が減少し、歴史的な町並みの魅力が低下しています。
- 豊かな自然景観が多く残っていますが、町並みや風景に調和しない建築物、屋外広告物、電線類が阻害要因となっています。
- 都市化により自然景観の要素となる樹林地や田園風景が失われつつあります。
- 市民の景観に対する関心が高まりつつありますが、官民が連携した景観づくりのための組織づくりが遅れています。

課 題

- 歴史的景観や文化的景観を大切に守り、町並みや建造物を保全する必要があります。
- 地域の個性を活用した魅力的なまちづくりの推進を図る必要があります。
- 1300年の時を超えた歴史的風土と自然景観を保全する必要があります。
- 市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりが求められています。



大池から大和青垣への眺め



歴史的なまち（奈良町）



伝統的な祭り（おん祭り）



市民との協働によるまちづくり

奈良らしい景観の形成

施策の目標

豊かな自然・歴史・文化を基盤に古都として風格ある景観が、形づくられ、守られてきました。それらの歴史的遺産等を後世に伝え、愛着と親しみと誇りのもてる、魅力ある奈良らしい景観づくりを市民と共に目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
景観まちづくりに関する参加団体 ^{※1} 数 【④】	団体	19 (2010年度)	50

施策の展開方向

①歴史と文化を活用したまちづくり

- 奈良町など歴史的な町並みや伝統的様式の建造物等を保全するとともに、魅力あるまちを創造します。
- 歴史、文化、伝統産業等を活用した未来への持続可能な景観づくりを進めます。
- 文化観光資源の保全と活用を図る取組を進め、国際文化観光都市として魅力の向上を図ります。

②地域の景観特性に即した景観づくり

- 景観計画^{※2}に基づき、良好な景観形成を図っていくとともに、優れた風景を後世に伝えるための方策を検討します。
- 周辺の景観と調和した屋外広告物等の規制誘導を図ります。
- 景観の阻害要因となる電線類については、無電柱化等を推進します。

③自然環境の保全育成

- 歴史的風土の保存、風致地区の保全育成など自然環境を保全します。
- 樹木の保存と緑化のために、保存樹指定等の既存樹木の保全制度を推進します。
- 都市と自然や田園風景が調和したまちづくりを進めます。

④協働による景観まちづくり

- 市民の景観意識を醸成するための施策を展開します。
- 景観まちづくり市民組織の結成、育成を支援するとともに、各組織のネットワーク化を図ります。
- 地域の貴重な景観資源を発掘し、それを市民一人ひとりが活用できる景観施策を推進します。

用語解説

※1 景観まちづくりに関する参加団体：違反広告物を撤去するボランティア（古都奈良・美守り隊）等の景観に関する市民団体で、市に登録等された団体

※2 景観計画：景観法（2004年（平成16年）に制定された景観に関する総合的な法律）に基づき、良好な景観形成を図るため、対象区域、景観形成に関する基本方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物、樹木の指定方針等を定める計画

基本施策 5-03

交通体系

関係する基本方向

基本方向②
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 3

基本施策に含まれる施策

交通体系

【基本施策5-03】

交通利便性の向上

【施策5-03-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 観光シーズンの休日に、市役所の駐車場を利用してパークアンドライドを実施しています。
- 市街地内では慢性的な交通渋滞が発生し、観光シーズンには特に、奈良公園に集中する車両で渋滞が多く発生しています。
- 生活路線バスは、合併時の地元要望として旧 2 村と旧奈良市を結ぶ新市としての交流を促進するため運行しています。
- 都祁地域では、住民福祉の向上のため、コミュニティバスを運行しています。
- 近鉄奈良駅周辺は、1970年（昭和45年）近鉄奈良線の地下化が図られ、また、ＪＲ奈良駅周辺では1998年（平成10年）からＪＲ線の連続立体交差事業を進めています。しかし、本市には鉄道と道路が平面交差する箇所も多くあり、特に、近鉄大和西大寺駅付近においては踏切により交通が遮断され、周辺道路では交通渋滞が発生しています。

課 題

- 奈良公園周辺の渋滞緩和に資するためには、公共交通機関の利用促進を図るとともに、パークアンドライドの利用者の一層の増加に努める必要があります。
- 生活路線バスは、月ヶ瀬・都祁両地域の特性から必要な路線であり、継続のための関係機関との調整が必要です。
- 鉄道と道路の平面交差は、交通の円滑化、安全性の確保及び地区の一体化を図る上での弊害となり、良好な市街地形成の阻害要因となっているため、近鉄大和西大寺駅付近では、その対策が望まれています。



パークアンドライド

交通利便性の向上

施策の目標

交通は、市民生活における諸活動の基礎であることから、移動の快適性、交通の質の向上、他の交通手段への乗換えを容易にするなどの施策によって、安全性を確保するとともに、交通の質を向上させることを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
パークアンドライド駐車台数 【①】	台	1,326 (2010年度)	3,000
パークアンドサイクルライドの利用者数 【①】	台	2,006 (2010年度)	2,800

施策の展開方向

①交通渋滞の緩和

●パークアンドライド事業の推進

奈良公園を中心に発生する交通渋滞を緩和するために、観光客に市役所駐車場を無料開放し、パークアンドバスライドとサイクルライドを実施します。

●環境にやさしい自転車利用を推進します。

●世界遺産が集積する奈良公園周辺への車の流入を減少させるために、本市を訪れる観光客の交通手段を車から公共交通機関に転換を図る施策を実施します。

●連続立体交差事業の推進

J R奈良駅付近では、周辺地区の市街地整備事業と併せて計画したJ R奈良駅周辺連続立体交差事業による鉄道高架化も完了し、残る連立関連事業の整備について完成を目指して推進していきます。

②高速交通体系の整備

●リニア中央新幹線の停車駅を本市に設置するよう、他の自治体と連携して関係機関に対して誘致活動を継続して実施していきます。

③鉄道の利便性向上

●鉄道輸送力増強事業の推進

本市につながる関西本線の複線電化とJ R奈良線の複線化を実現するよう、関係市町村と連携してJ R西日本に働きかけます。

●主要駅の交通結節点機能の強化

近鉄大和西大寺駅周辺では、駅周辺における交通渋滞の緩和や、乗換の利便性の向上、歩行者空間のバリアフリー化など交通環境の改善と、鉄道による地域の南北分断を解消する手法についての検討、整備を行い、菖蒲池駅では、歩行者空間のバリアフリー化を行います。

④地域公共交通の充実

●月ヶ瀬地域では生活路線バスを、都祁地域では生活路線バス、コミュニティバスを継続運行します。その他の公共交通空白地域では、コミュニティバス等の必要性を検討します。

基本施策 5-04

道路

関係する基本方向

基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

道路

【基本施策5-04】

道路整備の推進

【施策5-04-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 人口減少、少子高齢化社会等の社会情勢の変化により、将来、自動車交通量が減少すると推計され、コンパクトなまちづくりへの転換期を迎えています。
- 本市の都市計画道路の整備率は依然低い水準にあることから、市街地への交通集中における慢性的な渋滞が発生しています。
- 本市の生活道路は昔ながらの幅員の狭い道路が多く、交通事情が悪化しており、また、歩行者の安全性を欠く道路が多くなっています。
- 高度経済成長時代に大規模開発された多くの住宅地における道路補修の時期が来ています。

課 題

- 社会経済情勢の変化と本市の現状等を踏まえて、今後の都市計画道路のあり方について、適切な見直しを行う必要があります。
- 道路網の骨格をなす幹線道路を計画的かつ重点的に整備し、渋滞緩和を図る必要があります。また、主要駅から観光地を結ぶ幹線道路については、歩行者にとって安全で安心な道路に改善整備する必要があります。
- 市民生活に支障を来している狭い道路が多いため、道路の新設・改良や傷んだ道路の補修を進める必要があります。
- 環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザイン*の道路づくりを進める必要があります。
- 歩行者が安全で安心できる快適な歩行空間と良好な景観を確保するため、無電柱化を進める必要があります。



都市計画道路 平城学園前線



電線共同溝（東寺林町周辺）

用語解説

*ユニバーサルデザイン：社会資本・交通の整備について、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい」という考え方

道路整備の推進

施策の目標

都市計画道路の整備を推進し、生活道路の新設・改良を進め、環境対策や歩車分離など人にやさしいユニバーサルデザインの道路づくりを推進し、歩行者や車が安全で円滑に移動できるまちを目指します。

また、無電柱化を推進し、歩行者が安全に安心して歩行できる空間を確保します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
都市計画道路の整備率 【①】	%	51.8 (2009年度)	54.0
道路整備延長 【②】	km	130.54 (2010年度)	137.24
電線類共同溝整備延長 【③】	m	2,150 (2010年度)	3,360
電線類美化整備延長 【③】	m	0 (2010年度)	440

施策の展開方向

①都市計画道路の整備

●奈良市都市計画道路網の見直し

人口減少、少子高齢化社会の到来などの社会的経済情勢の変化を踏まえ、未着手道路の必要性を総合的に点検・検証します。

●交通渋滞の解消となる幹線道路網を計画的かつ重点的に整備促進していきます。

●都市活動の中心地である主要駅と周辺の生活拠点や観光拠点とを機能的に結ぶ誘導路を整備していきます。

●京奈和自動車道の整備促進

高規格幹線道路網整備の一環として進められている京奈和自動車道の全区間早期着手、完成に向け、1988年（昭和63年）に設立された「京奈和自動車道整備促進期成同盟会」を中心に促進運動を展開し、関係機関に働きかけていきます。

②生活道路の新設・改良

●日常生活の利便性向上を図るため、住民の合意形成を図りながら、効果的に道路の新設及び改良を推進します。

●舗装道路の補修や橋梁の長寿命化を推進します。

③無電柱化等の推進

●美しい景観の創出や歩行空間確保のため、幹線道路や商業地区を中心に無電柱化を推進します。

●奈良町周辺の歴史的町並み景観を守るため、電線類の美化を推進します。

基本施策 5-05

市街地整備

関係する基本方向

基本方向①
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

市街地整備

【基本施策5-05】

市街地整備の推進と
適正な誘導

【施策5-05-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指し、駅周辺地域では土地区画整理事業等による市街地整備を推進しています。
- 大阪近郊の住宅適地として1965年（昭和40年）前後から住宅需要が急増し、民間の宅地開発によって新しい市街地が形成されました。これらの宅地開発においては、「都市計画法」や「奈良市開発指導要綱」等に基づき道路、公園等の基盤施設の整備を誘導してきました。
- 人口減少社会の到来等により住宅地開発面積は減少しているものの、本市の特徴である緑豊かでゆとりある良好な魅力ある住宅地の開発が求められています。
- 少子高齢化社会の到来や市民のライフスタイルの変化に伴い、これまでに形成されてきた市街地の再整備や郊外居住者の生活ニーズに対応した生活利便施設の立地の要望も高まっています。

課 題

- 駅前広場や道路等の都市基盤施設*のぜい弱な地域について、防災機能を併せた基盤整備等の検討を行う必要があります。
- 道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を行うなど一定の宅地水準を確保することで、良好で安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を図る必要があります。



市街地整備が進むＪＲ奈良駅周辺

市街地整備の推進と適正な誘導

施策の目標

駅前広場や道路等の都市基盤施設の整備、改善を行い、良好な市街地の形成を図り、国際文化観光都市としてふさわしい町並みの形成を目指します。

また、「都市計画法」、「宅地造成等規制法」、「奈良市開発指導要綱」等の適切な運用に基づき周辺市街地と調和のとれた健全な市街地の形成を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
駅前広場整備済箇所数（累計）【①】	箇所	10（2010年度）	13
土地区画整理事業施行済面積（累計）【①】	ha	733（2010年度）	772

施策の展開方向

①駅周辺地区の整備

● J R奈良駅周辺地区の整備

東西駅前広場の整備を進めるとともに、J R奈良駅南特定土地区画整理事業により良好な市街地の形成を図ります。

● 近鉄大和西大寺駅周辺地区の整備

西大寺南土地区画整理事業による市街地整備と併せ、南口駅前広場の整備を進めます。また、駅北側では、北口駅前広場の整備を進めることにより、都市基盤施設の強化を図ります。

● 西ノ京駅周辺地区等の整備

都市基盤施設が弱い西ノ京駅周辺地区について、整備手法等を検討し、整備を進めます。また、富雄駅北地区などその他の駅周辺地区においても、整備のあり方などを検討します。

②良好な宅地水準の確保

●一定規模以上の開発行為について、道路、公園等の公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付け、一定の宅地水準の確保に努めます。



J R奈良駅旧駅舎を活用した総合観光案内所と東口駅前広場

基本施策 5-06

公園・緑地

関係する基本方向

基本方向①
基本方向②
基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

公園・緑地

【基本施策5-06】

公園・緑地の整備

【施策5-06-01】

施策を取り巻く現状と課題

現状

- 本市には、規模の大きい奈良公園があるほか、平城宮跡歴史公園が新たに整備される予定となっています。
- 運動公園や地区公園、近隣公園、街区公園などの都市公園の整備を進め、緑の確保に努めています。
- 少子高齢化などにより公園の利用形態が変化し、公園に対する市民のニーズも多様化しています。
- 遊具等公園施設の老朽化した公園が増加しています。
- 公共施設や民有地等の緑化推進による都市環境向上の意識が高まっています。
- 公園・緑地は、市民のレクリエーションや憩いの場だけでなく、生物の生息・生息地等の自然環境保全に資するなどの重要な役割を担っています。

課題

- 多様化する公園利用者のニーズに対応するために、施設の充実を図るとともに、公園の再整備が求められています。
- 市民や地域が行う都市緑化や緑化活動に対して一層の支援が求められています。
- 緑やビオトープ*、生態系等の保全が求められています。
- 町なかの緑や花を増加させることが求められています。

◆公園の設置状況

		2006 (平成18) 年度		2007 (平成19) 年度		2008 (平成20) 年度		2009 (平成21) 年度		2010 (平成22) 年度	
		園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)	園数	面積 (a)
都市公園	街区公園	394	5,359	408	5,423	414	5,439	422	5,462	424	5,470
	近隣公園	8	1,819	8	1,819	9	1,919	9	1,919	10	2,054
	地区公園	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566	3	1,566
	運動公園	1	2,780	1	2,780	1	2,780	1	2,780	1	2,780
	総合公園	1	2,320	1	2,320	1	2,320	1	2,320	1	2,320
	都市緑地	86	8,604	88	8,680	88	8,680	88	8,680	87	8,604
	広域公園	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238	1	50,238
	計	494	72,686	510	72,826	517	72,942	525	72,965	527	73,032
自然公園		2	39,800	2	39,800	2	39,800	2	39,800	2	39,800
国定公園		2	283,100	2	283,100	2	283,100	2	283,100	2	283,100
児童遊園		16	80	16	80	16	80	16	80	16	80
総 計		514	395,666	530	395,806	537	395,922	545	395,945	547	396,012

用語解説

※ピオトープ：生き物の住む空間という意味で、野生生物が共存している生態系、生息空間

公園・緑地の整備

施策の目標

「奈良市緑の基本計画」に基づき、少子高齢化社会や市民ニーズの多様化に対応し、市民が安全に安心して利用できる緑豊かな公園づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
グリーンサポート制度 ^{※1} による公園管理率【①】	%	20（2010年度）	40

施策の展開方向

①公園・緑地の管理や運営の多様化

- 公園ボランティア^{※2}やグリーンサポート制度などを活用し、市民等との協働による公園・緑地の管理運営を推進します。
- 多様化する公園利用者のニーズを把握し、それに対応することができるよう管理・運営の拡充を図ります。
- 市民や地域が行う緑化活動に対し、そのニーズを的確に把握して、新たな支援策の検討を進めます。
- 適切な公園管理や利用に関して啓発を行います。

②公園・緑地の整備の推進

- 公園の利用形態の変化や利用者のニーズの把握に努めながら、施設設置や整備を進めます。
- 老朽化した遊具などの整備を図り、誰もが安心して利用できる公園づくりに努めます。



グリーンサポート制度により管理されている公園

用語解説

- ※1 グリーンサポート制度：公園を快適・安全に利用できるようにするために、一年を通して公園の美化・維持管理・点検等の自主的活動を行う地域の団体に報奨金を交付する制度
- ※2 公園ボランティア制度：公園・緑地への愛着をもって清掃や樹木のせん定、草花の植付け等の活動を自主的に行う個人又は団体を市が支援する制度

基本施策 5-07

居住環境

関係する基本方向

基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

重点戦略 1

基本施策に含まれる施策

居住環境

【基本施策5-07】

居住環境の整備促進

【施策5-07-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 人口減少と少子高齢化は、経済活動に深刻な影響を及ぼし、地域社会のぜい弱化、既存施設の遊休化など、市民生活に大きな影響を与えています。
- 地球温暖化をはじめとした環境問題などに対する市民意識の高まりや、生活様式の多様化など、住宅に関する市民のニーズも変化しています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅が、数多く存在しています。
- 高齢化の進行や市民の住宅に対するニーズの変化により、空き家が増加しています。
- 本市の市営住宅は1951年（昭和26年）の「公営住宅法」の制定から整備に努めてきました。住宅の多くは、1975年（昭和50年）以前に建設されたものであり、老朽化が進んでいます。

課 題

- 良好な住宅市街地の計画的な形成を促すなど、居住環境の質を向上させる整備を進めることにより、人口の流入促進と流出防止を図る必要があります。
- 省資源・省エネルギーなどに配慮した環境共生住宅の普及や、高齢者・障がい者に配慮した福祉対応住宅の供給促進と医療・福祉施設との適切な連携が求められています。
- 耐震基準を満たしていない既存住宅の耐震化促進を図る必要があります。
- 空き家を活用した住宅施策が求められています。
- 市営住宅は、安心して快適に暮らすことができるように、居住水準の向上を図るための改善・整備が必要です。また、少子高齢化に対応した居住環境整備と住宅の長寿命化計画を推進するための改善・整備を図る必要があります。

居住環境の整備促進

施策の目標

ゆとりをもって住み続けられる安全で快適な居住環境を創出するとともに、全ての人が安心して生活できる住まいづくりを促進します。また、「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる居住水準を備えた市営住宅の整備を図るなど、地域特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
中高層市営住宅の外壁改修改善実施率 【②】	%	24 (2010年度)	58

施策の展開方向

①安全で快適な居住環境の整備促進

- 周辺市街地と調和のとれた良好な居住環境を創出するため、地区計画制度などを活用するとともに、都市基盤施設の整備を目指し、土地区画整理事業等による住宅地開発の指導に努めます。
- 都市景観形成地区では、歴史的な町並みの保全整備を図るため補助制度の充実に努めます。
- 住宅の新築やリフォーム、耐震化に関する専門的な相談や情報提供に努めます。
- 空き家や空き建築物を改修・活用し、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生を図ります。
- 太陽光発電等の新エネルギーの導入促進を図ります。

②市営住宅の整備と活用

- 「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、ゆとりと豊かさを実感できる住生活を営むことができるよう、計画的な改善や維持保全等により市営住宅の質の向上を目指します。また、効率的な建替えや民間住宅の借上げなどの制度を検討します。
- 老朽化した市営住宅については、予防保全的な観点からの改修を行うとともに、長寿命化計画に基づく整備を進めます。
- 母子世帯や多子世帯、また、高齢者や障がいのある方の世帯等の住宅需要に対応した市営住宅の有効活用を図ります。

基本施策 5-08

上水道

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

上水道

【基本施策 5-08】

信頼の水道 未来へ
つなぐライフライン

【施策 5-08-01】

施策を取り巻く現状と課題

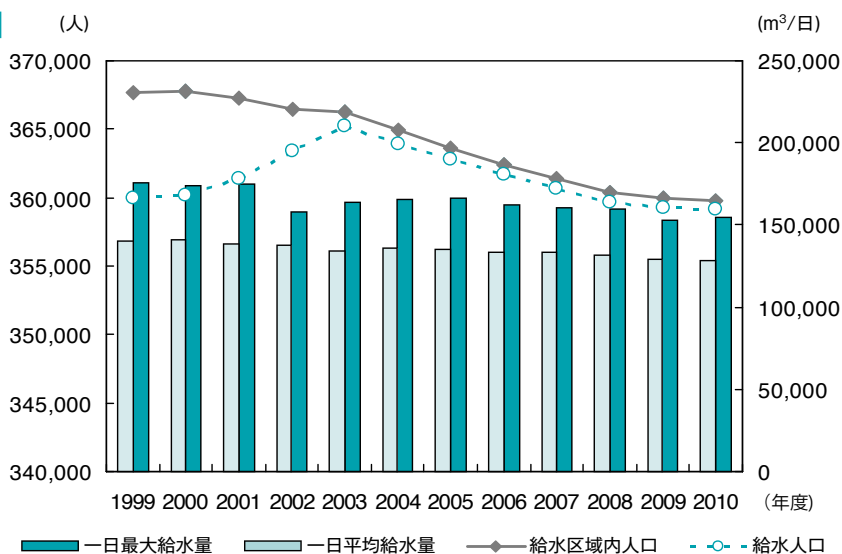
現 状

- 本市の水源である布目川・白砂川と木津川は、良好な水質を維持し、水量を確保しています。また、水道施設は、「奈良市新総合計画※」の目標人口である40万人に対する整備を完了しています。
- 給水量は、給水人口の減少、節水型機器の普及、及び節水意識の高まりなどにより、減少傾向にある一方で、県営水道からの受水もあり水源の余裕水量が増加傾向にあります。
- 水道施設への投資額の蓄積としての水道資産は、2010年度（平成22年度）で約1,460億円となり、給水人口一人当たりの資産額は約40万円となります。
- 財政状況において、水道料金収入は減少傾向であり、収入の確保は年々厳しさを増している中で、経営努力により留保資金を確保し、1999年度（平成11年度）から料金を据え置いています。

課 題

- 将来人口が減少する予測となっていることから給水量も減少が見込まれ、県営水道からの受水については検討する必要があります。
- 水道施設の老朽化が進んでいくことから更新需要が増加し、2015年度（平成27年度）以降は毎年約30億円の事業費が必要となります。
- 給水量の減少と更新需要の増加により、公営企業として必要な留保資金が減少していくことから、財政の見通しは、更に厳しい状況が予測されます。
- 水道事業は拡張の時代から維持管理の時代に移行し、今後収益増につながらない耐震化や更新事業が増えて、事業運営は厳しくなると予想されます。

【給水人口と給水量の推移】



用語
解説

※奈良市新総合計画：1991年度（平成3年度）～2000年度（平成12年度）を計画期間とする本市の総合計画

信頼の水道 未来へつなぐライフライン

施策の目標

水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできないものであり、将来にわたってライフラインとしての水道を維持しつつ、事業の透明性を確保し、市民から信頼される水道を確立することが最も重要と考え、「奈良市水道事業中長期計画」の将来像「信頼の水道 未来へつなぐライフライン」の実現に努めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
鉛製給水管率（PI*1117）【①、③】	%	49.3（2010年度）	44.0
管路の耐震化率（PI 2210）【②】	%	12.2（2010年度）	14.0
経常収支比率（PI 3002）【③】	%	107.6（2010年度）	105.0

施策の展開方向

①安心できる水道（水質管理）

- いつまでも安全で快適な水道水を供給できるよう、浄水場から蛇口までの水質管理を徹底し、良質な水づくりに努めます。
- 現在の水質を守るため水源流域の保全にも取り組み、将来にわたり、いつでも安全で安心できる水道を目指します。

②頼りになる水道（施設更新と災害対策）

- 水道は、生活に不可欠なものであり、平常時はもとより災害・事故時においても給水できるように目指します。
- 水道事業は、浄水場や管路をはじめ多くの施設の維持管理が必要となっています。水道は一つの連続したシステムであり、全体として効果的に機能するために施設の整備・更新や送配水システムの構築を着実かつ計画的に進め、市民のライフラインとして、頼りになる水道を目指します。

③喜ばれる水道（健全経営とお客様サービス）

- 水道事業はお客様からの水道料金で成り立っており、給水量の減少が見込まれる中で県営水道からの受水について検討するなど、たゆまない経営努力により適正な料金を維持するように努めます。
- 民間の経営手法を活用しながら健全で効率的な事業経営を行い、経営基盤の強化を目指します。
- 貴重な水資源の有効利用を図るため、漏水防止対策を更に推進します。
- ニーズに合った的確な情報提供に努め、お客様に信頼され、喜ばれる水道を目指します。

④環境に配慮する水道（省エネルギーと環境対策）

- 水道事業は多くの電力を消費することから省エネルギーに努めるとともに、副産物（浄水場の浄水処理過程で発生する土）の有効利用を進め、環境に配慮する水道を目指します。

基本施策 5-09

簡易水道

関係する基本方向
基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

簡易水道

【基本施策5-09】

水の安定供給

【施策5-09-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 月ヶ瀬及び都祁地区においては、合併前からの簡易水道事業を引き継ぎ、水道水の供給を行っています。
- 水質管理、施設管理を徹底し、水道水の安全で安定的な供給に努めていますが、施設・設備の老朽化が進んでいます。
- 簡易水道事業の地方公営企業法適用に向けての取組を進めています。

課 題

- 安全で安心して飲める水を安定的に供給するため、老朽化した施設・設備の計画的な更新が必要となります。
- 健全経営を推進するために、早急に地方公営企業法を適用し、水道局への移管を図る必要があります。



桃香野浄水場（月ヶ瀬桃香野）

水の安定供給

施策の目標

計画的に水道施設を整備し、日常生活に必要不可欠な水の安全で安定的な供給を目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
簡易水道の地方公営企業法適用化業務進捗率 【②】	%	35.3 (2010年度)	100.0

施策の展開方向

①安全で安心できる水道

- 安全で安心な水道水を供給できるよう水質の維持及び施設管理の充実を図ります。
- 水質を守るため水源流域の保全に取り組みます。

②簡易水道の健全経営の推進

- 簡易水道事業（月ヶ瀬給水区域、都祁給水区域）の健全経営のため、地方公営企業法適用化業務や、移管に係る施設整備等を進め、水道局への早期移管を目指します。



都祁浄水場（都祁馬場町）

基本施策 5-10

下水道

関係する基本方向

基本方向③

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

下水道

【基本施策5-10】

下水道の整備

【施策5-10-01】

施策を取り巻く現状と課題

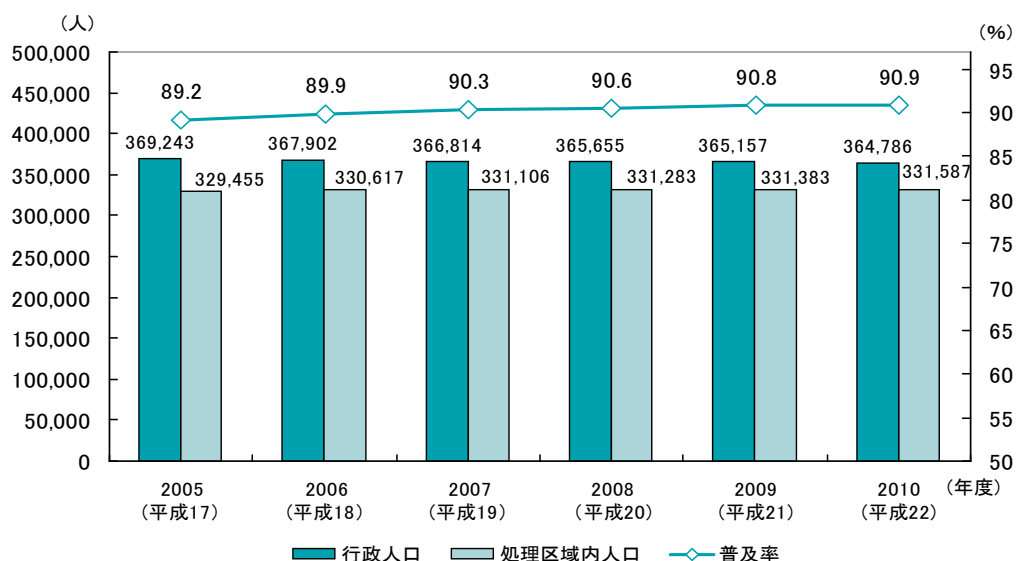
現 状

- 1951年（昭和26年）から公共下水道事業に着手し、現在は6,645haの認可区域内で整備を進めており、2010年度（平成22年度）末現在の公共下水道の普及率※は、90.9%となっています。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業を行っています。

課 題

- 浸水等に対する安全性の向上と河川等への汚濁を軽減し、水質保全を図るための対策について取り組む必要があります。
- 下水道施設の経年劣化に伴い、管路・処理場施設等の耐震化・長寿命化を図る必要があります。
- 下水道整備の進捗とともに、維持管理規模が拡大しているため、管理体制の一層の充実及び維持管理の効率化を図る必要があります。
- 下水道整備区域内で、全戸の水洗化を進めるため、下水道に関する普及、啓発活動の強化を図る必要があります。
- 下水道事業として経営健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化を図る必要があります。

【下水道事業の推移】



※ 普及率：処理区域内人口の行政人口に対する割合

下水道の整備

施策の目標

下水道は、市民の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全などの役割を担っており、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠かすことのできない施設であるため、計画的かつ効率的に整備し、快適で豊かな生活環境を形成するとともに、安心・快適なまちづくりを進めます。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
公共下水道普及率 【①】	%	90.9（2010年度）	91.3

施策の展開方向

①下水道整備の推進

- 計画的かつ効率的に下水道の整備を推進します。
- 東部、月ヶ瀬及び都祁地域については、農業集落排水事業や浄化槽設置整備事業を推進します。
- 浸水への安全性を確保するための整備を図るとともに、河川等の水質汚濁防止対策を推進します。

②下水道施設の維持管理・更新

- 管路・処理場施設等の耐震化を図るとともに、長寿命化計画を策定し、優先順位に基づき順次整備を図ります。
- 管路・処理場施設等の効率的な維持管理を推進します。
- 適正な維持管理を行うために経営の健全化・効率化に努めるとともに、地方公営企業法の早期適用を目指すことにより下水道事業の経営基盤の強化を図ります。

③下水道に関する普及・啓発活動の推進

- 下水道整備区域における未水洗化世帯の早期解消に向けて、下水道に関する普及啓発活動を強化します。
- 下水道の役割や効果について市民の理解を得るために学校教育、地域社会活動等の場を活用し、啓発活動を行い、下水道普及促進を図ります。

基本施策 5-11

河川・水路

関係する基本方向

基本方向③
基本方向④

関係する重点戦略

基本施策に含まれる施策

河川・水路

【基本施策5-11】

河川・水路の整備

【施策5-11-01】

施策を取り巻く現状と課題

現 状

- 本市には佐保川、秋篠川、岩井川など奈良県が所管する25本の一級河川と、本市が管轄する13本の準用河川、252本の普通河川、11路線の都市下水路、約7,500本の法定外公共物(水路)がありますが、近年、多発している治水能力を超えるような局地的な集中豪雨による浸水被害や、都市化の進展と流域の開発に伴う河川環境の悪化などの問題が発生しています。

課 題

- 水利状況を考慮に入れ、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象にも対応できるように、河川機能を高める必要があります。
- 奈良らしい自然環境と景観に配慮した河川づくりが求められています。
- 河川は自然環境を備えた貴重な公共空間であることから、水辺に親しめる河川整備が求められています。



改修された普通河川

河川・水路の整備

施策の目標

市民の安全と安心を確保するため、都市化や地球温暖化等によるゲリラ豪雨などの異常気象に対応できる河川と、自然環境と親水性に配慮した河川づくりを目指します。

目標の達成度を評価する指標	単位	現状値	目標値 2015年度
浸水対策事業実施済箇所数 【①】	箇所	19 (2010年度)	21

施策の展開方向

①治水対策・流域対策

- 浸水被害を解消するため、河川改修工事及び浸水対策工事を実施します。
- 各河川における流域の保水能力を高めるため、雨水貯留浸透施設^{※1}の設置及びため池治水利用施設の設置を図ります。
- 民間の開発に伴う雨水流出を防ぐため、調整池の設置を指導します。

②親水空間の確保

- 自然環境と景観に調和した「多自然川づくり^{※2}」を進めます。
- 主要な河川においては、関係機関と連携し、水辺の散策や生物の生育などに配慮した川づくりに取り組みます。

③都市下水路改修

- 河川改修工事との整合を図りながら計画的に改修します。

※1 雨水貯留浸透施設：雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設

※2 多自然川づくり：河川全体を視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。